

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

(1) 位置・地勢

つがる市は青森県の西部、津軽平野の北部中央から西に位置する。東は岩木川を境に北津軽郡中泊町と五所川原市に接し、西は日本海に面する。その海岸線は「七里長浜」と呼ばれ、北は中泊町小泊と五所川原市市浦、南は西津軽郡鱒ヶ沢町まで続き、海岸沿いには「屏風山砂丘地」と呼ばれる丘陵地帯が続いている。南方には岩木山を望み、市中心部には岩木川や山田川により形成された広大な津軽平野が拓け、弘前藩の新田開発以来の一大穀倉地帯が形成されている。



写真1 津軽平野と屏風山砂丘地（南東から）

(2) 地形・地質

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、いずれも屏風山砂丘地の丘陵東端部に位置する。両史跡は、砂丘地帯の台地を津軽平野に向かって東西方向に開析する谷によって隔てられる。亀ヶ岡石器時代遺跡は標高7～18 mの丘陵東端部とその南北の標高3～4 mの低湿地にかけて、田小屋野貝塚は標高10～15 mの丘陵東端部に立地する。

『土地分類基本調査 金木』によると、遺跡の位置する屏風山砂丘地は、台地の中位面(Gt II)と被覆砂丘(Cd)が大半を占める。史跡周辺は、山田野段丘面と呼ばれる砂礫台地の中位面(Gt II)にあたる。その構成層は、更新世後期の^{やまだの}大規模な海進により形成された山田野層である。山田野層は、水平層理の^{そうり}発達した層厚25～40 mの砂層で、ところにより泥炭混じりの砂層や礫層を挟む。これらの段丘構成層を1～2 m前後の層厚の火山灰層が覆う。中位面は現在、宅地・畑地等として利用される。また、台地周辺部は低湿地（谷底平野）となり、上沢辺溜池^{かみさわべ}以外の

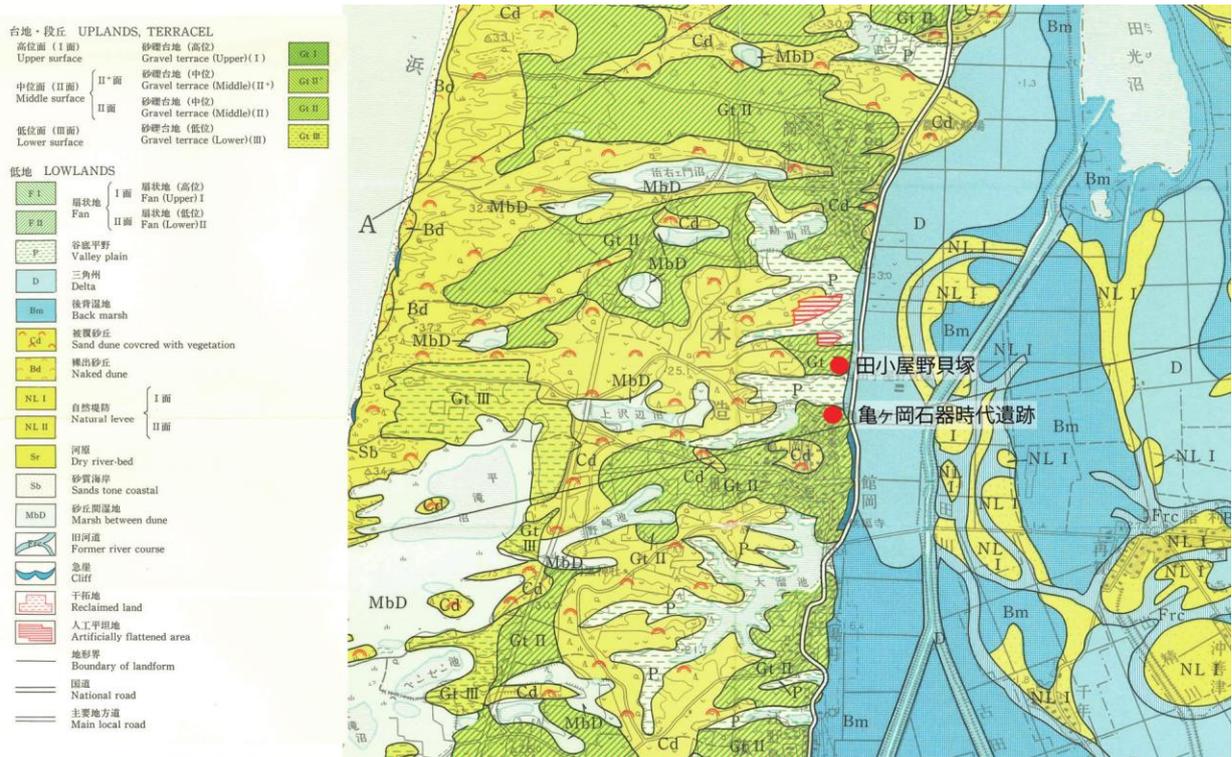


図4 史跡周辺の地形分類（青森県農林部農地計画課 1994 を一部改変）

現況は、主に水田として利用されている。被覆砂丘の多くはクロスナ層、黒色火山灰層が挟在し、一部はローム質火山灰に覆われた古砂丘もある。

屏風山砂丘地の東側には津軽平野が広がり、岩木川や山田川流域にかけて三角州や後背湿地が展開している。山田野段丘形成後の海水準低下に伴い、古岩木川や古山田川は山田野層を下方浸食し始め、基盤岩をも浸食して現海水準下 50 m に達する深い谷が形成された。氷期が終わり海水準が上昇し始めると、谷に海水が侵入する一方で岩木川による埋積も進み、その結果、十三湖層と呼ばれる層厚 50 m 以上の沖積層が形成されている。完新世に入り、約 9,000 年前頃には縄文海進が始まり、津軽平野部には古十三湖が形成された。縄文海進時の海水準や古十三湖岸線の位置については諸説あるが、海進のピーク時には、木造・五所川原市街地付近まで古十三湖が広がっていたと考えられている。

史跡の位置する屏風山砂丘地東縁の台地と周辺低地は斜面地で隔てられ、10 m 程度の比

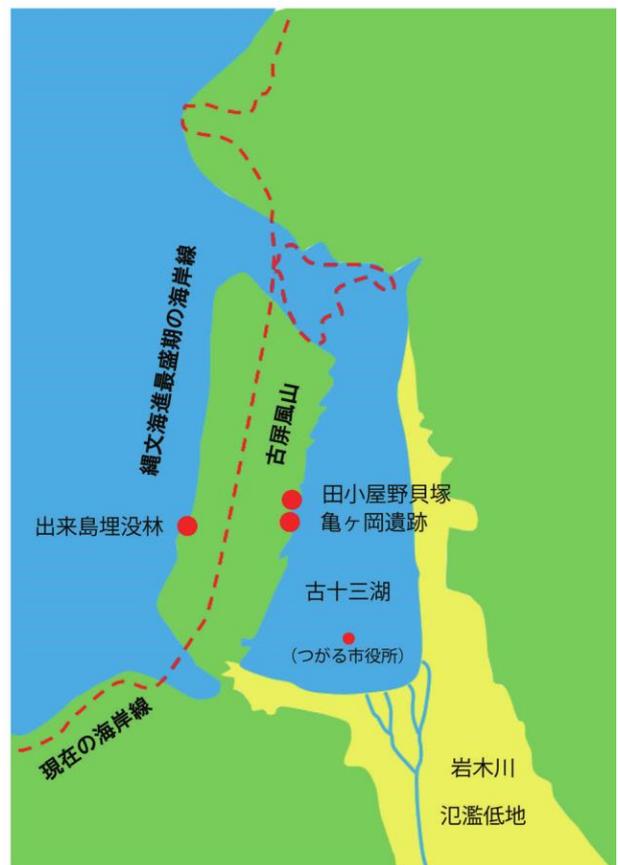


図5 つがる市周辺の縄文海進（つがる市教委 2015 を一部改変）

高差がある。特に、亀ヶ岡石器時代遺跡の北縁部と田小屋野貝塚の東縁部は急崖をなし、「つがる市防災ハザードマップ」では「土砂災害特別警戒区域」「土砂災害警戒区域」に指定されている。また、史跡東側の平野部は広範囲で3.0 m未満の河川浸水想定区域に指定されている。

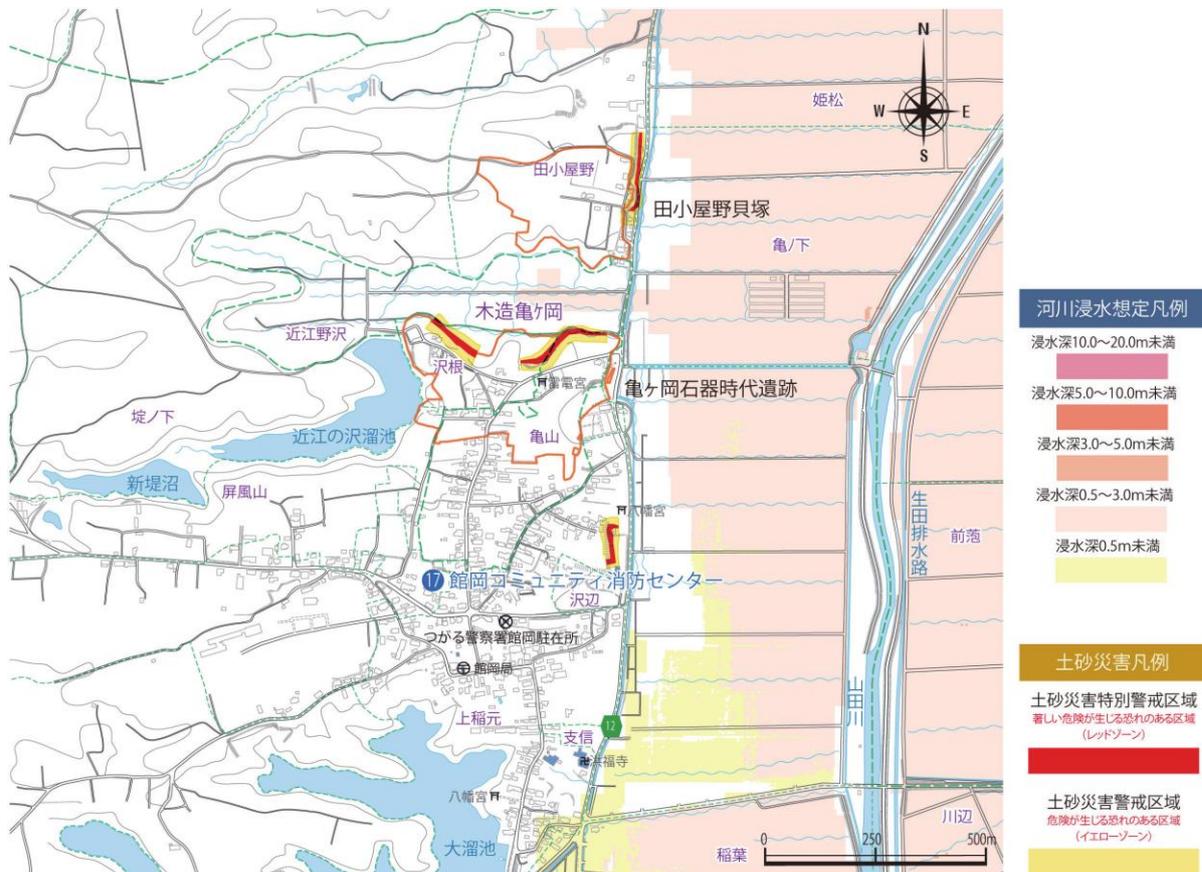


図6 史跡周辺の防災ハザードマップ（つがる市 2022 を一部改変）

(3) 植生

屏風山砂丘地には草原・湿原・湖沼が分布するが、特に多数の湖沼が特徴的である。しかし、近年湖沼は減少を続け、かつての広大な湿原は畑地に転用されている。湖沼は長年月を経て湿原へと変化していくが、発達の度合いにより低層湿原、高層湿原、湿原が乾燥化した草原などがあり、屏風山砂丘地ではこれらの様々な段階の湖沼・湿原・草原をみることができる。

湖沼の植生としては、抽水植物のヨシ・フトイ・マコモなど、浮葉植物のコウホネ・ヒツジグサ・ジュンサイなど、沈水植物のマツモ・フサモ・ホザキノフサモなどの群落がある。高層湿原の植生としては、ミズゴケ・ツルコケモモの群落が確認されている。草湿原としてはベンセ湿原が代表的であり、ニッコウキスゲとノハナショウブの群落が有名である。そのほかカキツバタ・ミツガシワ・クロバナロウゲ・ミズバショウなどが生育する。

草原・湿原・湖沼以外の丘陵地は内部がカシワ林に覆われ、下草は主にクマイザサが生えている。このカシワ林は、屏風山砂丘地から竜飛崎にかけての日本海に面した斜面に大群落を発達させている。丘陵周辺部にはコマユミ・マユミ・クリ・ナツグミ・ツタウルシなどが混じり、林縁にはオカトラノオ・エゾヤマハギ・フジなどが生育する。

平野部を流れる岩木川の河畔には、下流域でヨシーオギ群落、イヌコリヤナギータチヤナギ群落、さらに乾燥した所ではヤチダモータチヤナギ群落が形成される。このほか、イヌコリヤ

ナギ・カンボク・ハルニレなどの混交林が確認される。中流域では主にヤナギタデ・ミゾソバなどのタデ群落が占める。

両史跡の台地上は、農地や住宅地に利用されていたため、いずれも人の手の入った2～3次林である。かつての住宅地には園芸種の高中低木や草本類、宅地境界には生垣類や低木類、クロマツ林の植栽された箇所がある。亀ヶ岡石器時代遺跡の低湿地には、ヨシ等が繁茂している。両史跡地の植生の詳細は、図48・51 および資料編に示した。



写真2 ベンセ湿原とニッコウキスゲ

(4) 気 候

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適している。冬季は、強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また、強い西風の影響による地吹雪の発生が特徴である。気象庁の五所川原観測地点の記録によれば、令和5年の日平均気温は12.4度、年間降水量は1,369.5mmとなっている。月別の平均気温では、1月と2月が氷点下となり、降雪の深さの合計は12月で70cm、1月と2月で100cmを超える。

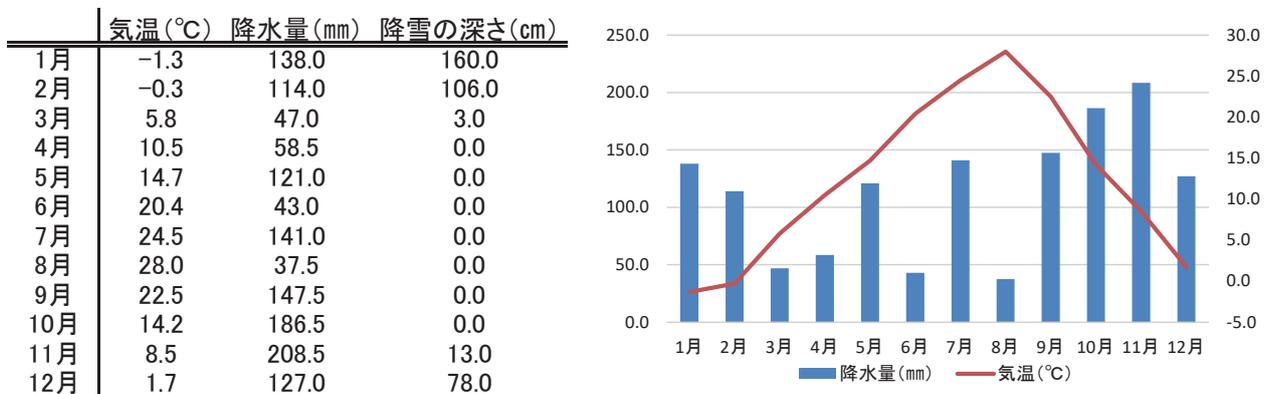


図7 史跡周辺の気候（気象庁ホームページより。数値は2023年五所川原に基づく。）

第2節 歴史的環境

(1) 市内の埋蔵文化財

令和6年3月現在、つがる市内では114か所の遺跡が登録されている。年代的には前期中葉以後の縄文時代の遺跡と、平安時代の遺跡が大半を占めており、その多くは屏風山砂丘地と岩木山北麓の丘陵上に位置している。

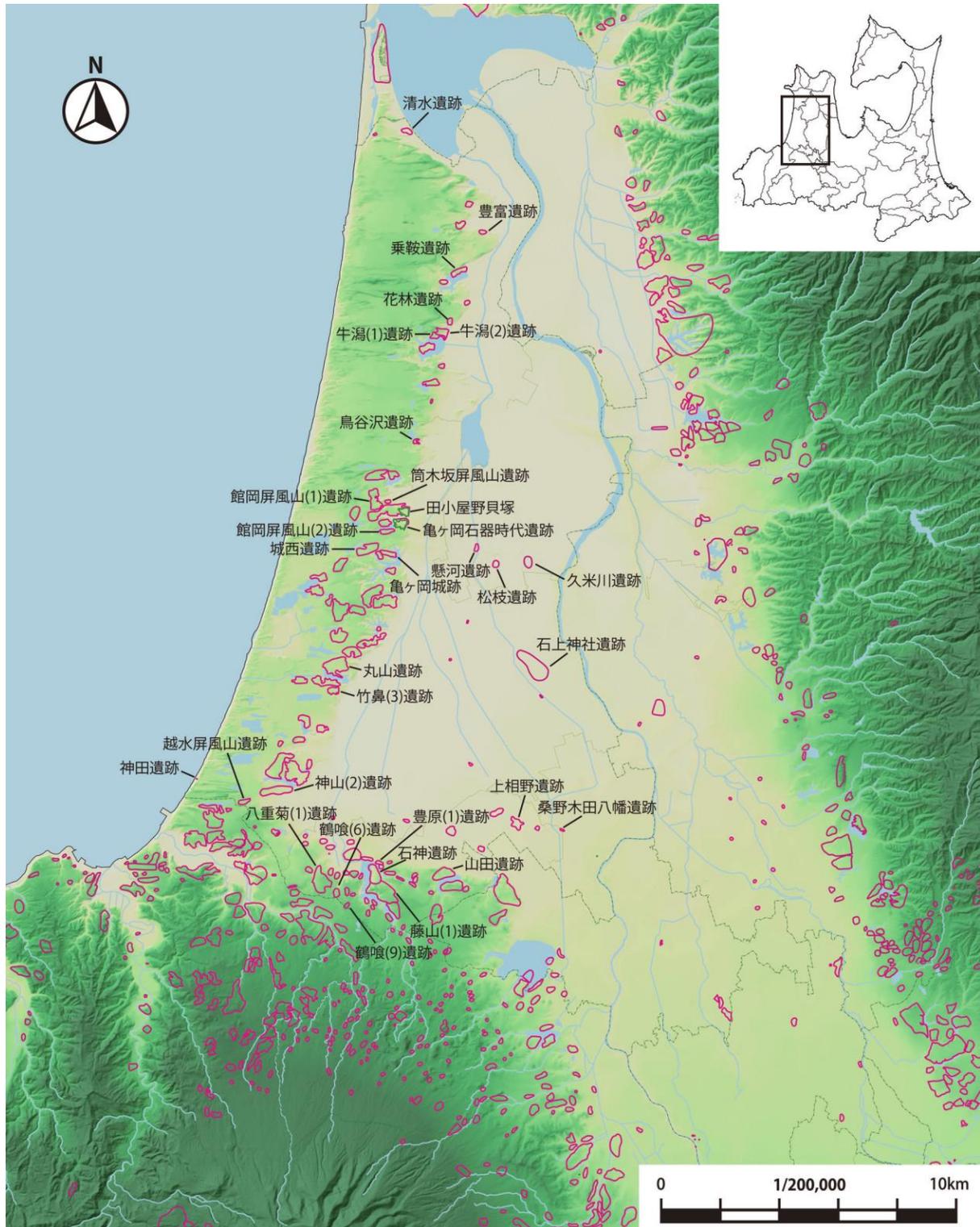


図8 つがる市内の主要遺跡位置図（国土地理院 10 mメッシュ DEM および国土交通省国土政策局の国土数値情報を用い、QGISを援用して作成。遺跡分布は青森県教育委員会 2020 より。）

旧石器時代 木造丸山に位置する丸山遺跡がある。年代は約 13,000 年前の旧石器時代最末期である。舟底形石核や削器・搔器、および黒曜石製の細石刃などが出土している。

また、屏風山砂丘地西縁部の「七里長浜」の海食崖に露出して、南北総延長 1 km あまりに及ぶ「出来島埋没林」が展開している。この埋没林は、最終氷期の約 3 万年前に生育したアカエゾマツとカラマツ属の針葉樹林と考えられている。後期旧石器時代の植生・環境等を知る上で貴重な資料である。

縄文時代草創期～早期 岩木山北麓の森田町大館八重菊に所在する八重菊（1）遺跡より、草創期の爪形文系土器と考えられる破片が 1 点出土している。

早期では、八重菊（1）遺跡や森田町床舞の鶴喰（6）・（9）遺跡、木造越水の神山（3）遺跡から貝殻文系土器等が出土するが、同時期の遺構は未発見である。

縄文時代前期～中期 前期中葉以前では、車力町花林の花林遺跡から刺突文土器、森田町床舞の石神遺跡から深郷田式とされる土器が出土している。

前期中葉に始まる円筒土器文化期以後になると、急激に人々の活動の痕跡が明確になる。円筒土器文化期の遺跡は田小屋野貝塚のほか、219 点の出土品が国の重要文化財に指定され、円筒土器研究の基準資料となっている石神遺跡や、牛潟町鷺野沢の牛潟（1）・（2）遺跡などがある。

縄文時代後期 田小屋野貝塚の北側に位置する筒木坂屏風山遺跡では、中期末葉～後期前葉の集落跡が確認された。竪穴建物跡のほか、フラスコ状土坑、埋設土器、配石遺構などが検出されている。

森田町山田の山田遺跡、森田町床舞の石神遺跡、藤山（1）遺跡、鶴喰（6）遺跡、牛潟町鷺野沢の牛潟（1）遺跡、車力町屏風山の乗鞍遺跡、富蒔町清水の清水遺跡なども、十腰内式期の遺跡と判断される。鶴喰（6）遺跡では、円形に組み立てられた配石遺構を囲むかたちで複数の性格不明の土坑が検出されている。

縄文時代晩期 亀ヶ岡石器時代遺跡のほか、周辺地域においても晩期の遺跡が確認されている。かつて「床舞遺跡」の名称であった石神遺跡や藤山（1）遺跡は、既に明治時代には晩期の土器や土偶が豊富に出土することで知られていた。発掘調査も行われており、晩期の遺物が出土している。牛潟（1）・（2）遺跡でも、発掘調査により晩期の竪穴建物跡や土坑、および東斜面上に構築された盛土を検出している。

弥生時代 亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の周辺では、館岡屏風山（1）遺跡で弥生時代前期、五所式期の竪穴建物跡が 1 棟検出されている。

また、日本海に面する木造越水の神田遺跡より、弥生時代後期に並行する続縄文文化の後北 C1 式土器が出土している。

古墳時代 近年の発掘調査により、八重菊（1）遺跡からこの時代に相当する続縄文文化の後北 C2・D 式土器が出土している。

奈良時代 市内では現在のところ、この時期の遺跡は未発見である。津軽地域全体でも奈良時代の遺跡は南部や鱒ヶ沢町などに集中しており、北部では五所川原市（旧・市浦村）の中島遺跡、五月女そとめやち遺跡などがある。

平安時代 最も古い平安期の遺跡は、つがる市最北部の十三湖西南岸に位置する清水遺跡で、9世紀代の集落跡が発見されている。多くの遺跡が発見されるのは9世紀末～10世紀前葉頃で、特に台地上に濃密に分布する。岩木山北麓の森田地区には製鉄に関連する遺跡が多く、八重菊（1）遺跡や豊原（1）遺跡では、砂鉄を始発原料とする製錬炉跡せいれんろあとが発見されている。屏風山砂丘地では、集落に伴う壕ほりが発見された豊富町の豊富遺跡や、集落に伴う柵列跡さくれつあとや畠跡が確認された牛潟（2）遺跡、近年の発掘調査で焼失住居を含む竪穴建物跡が多数確認され、集落の様相が具体的に明らかになった木造丸山の竹鼻（3）遺跡などがある。

10世紀中葉以降、特に10世紀後半になると、津軽平野の微高地をなす自然堤防上にも遺跡が出現する。斎串いぐしや墨書土器ぼくしよなどが出土し、大和朝廷勢力との接触・交流が想定される木造蓮川の石上神社遺跡いしがみのほか、森田町上相野の上相野遺跡、稲垣町の久米川遺跡、松枝遺跡かけがわ、懸河遺跡などがある。また近年、柏地区でも桑野木田八幡遺跡くわのきたやはたが新しく見つかると、この段階には津軽平野の自然堤防全域に遺跡が形成されていた様相が明らかとなった。

中世（鎌倉～室町時代） つがる市域は、室町時代末期頃になって鼻和郡はなわぐんの一部となった。この時期の遺跡には、五所川原市（旧・市浦村）に所在する中世の港湾都市である史跡十三湊遺跡としまなとに関わる宗教施設と考えられる、富み范ほう町じんぬま屏風山の明神沼遺跡（浜の明神遺跡）がある。

このほか、森田町大館の狄ヶ館遺跡えぞがたて、森田町床舞の床舞館、森田町中田の漆館、車力町若林まさこだての柁子館などが中世の館跡とされる。

近世（江戸時代） つがる市域は、慶長2（1597）年に津軽氏の領地である田舎郡いなかぐんの一部となって以後、江戸時代を通じて津軽為信を藩祖とする津軽氏の所領であった。津軽領となってからは新田開発が進み、現在市内にある集落の多くはこの過程で成立している。

木造館岡城西にある亀ヶ岡城跡は、2代藩主津軽信枚の時代の元和8（1622）年に木造新田開発の拠点として造られたが、幕府の一国一城令によって翌年築城が中止された。

砂防林として日本海に並行して植林された屏風山の松林、旧街道沿いや木造曙に所在した弘前藩木造代官所跡地周辺に所在する松並木、かんがい用溜池とそれに付随する堰（水路）跡なども、新田開発に伴う遺産である。なお、江戸時代後半に頻発した「ケガチ」と呼ばれた飢饉では、つがる市内でも相当な被害があったことを菅江真澄すがえますみの旅行記などで知ることができる。

（2）指定・登録文化財

つがる市内には、縄文時代、平安時代、近世、近現代にわたる各種の指定・登録文化財があり、国指定3件、国登録1件、県指定3件、市指定14件の計21件である。種別では史跡、考古資料、歴史資料、書跡、建造物、天然記念物に該当する。

国指定重要文化財には、土器・土偶・石器等219点からなる石神遺跡出土品があり、つがる市森田歴史民俗資料館に展示・保管している。県指定文化財には、亀ヶ岡遺跡出土の盤形籃胎漆器や日本最古のりんごの樹があり、盤形籃胎漆器はつがる市木造亀ヶ岡考古資料室に展示し

ている。市指定文化財では、平安時代の集落遺跡である久米川遺跡と松枝遺跡、明治期の木造住宅である増田家住宅母屋と旧尾野家住宅、昭和初期の学校建築物である旧制木造中学校講堂、新田開発の歴史を今に伝える千代の松や公孫樹^{いちじょう}といった各種の文化財が市内に点在している。

このほか未指定であるが、獅子踊りや登山囃子等の民俗芸能も地域に受け継がれている。

表1 つがる市の指定文化財

国指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日
重要文化財	考古資料	青森県石神遺跡出土品 219箇	平成2.6.29
記念物	史跡	亀ヶ岡石器時代遺跡	昭和19.6.26(令和2.3.10追加指定)
	史跡	田小屋野貝塚	昭和19.6.26(平成29.10.13追加指定)

国登録

区分	種別	名称及び員数	登録年月日
	有形文化財	旧高谷銀行本店(盛農薬商会倉庫) 1棟	平成15.7.1

県指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日
県重宝	考古資料	盤形籃胎漆器 1箇	昭和31.5.14
	考古資料	石神遺跡出土縄文式遺物 20点	昭和48.12.3
記念物	天然記念物	りんごの樹 3本	昭和35.11.11

市指定

区分	種別	名称及び員数	指定年月日
有形文化財	建造物	旧制木造中学校講堂 1棟	平成4.5.8
	建造物	旧尾野家住宅 1棟	平成6.4.28
	建造物	増田家住宅母屋 1棟	平成8.6.17
	歴史資料	黒印状 1点	平成15.2.19
	書跡	書跡掛軸 1幅	昭和60.4.4
	書跡	扁額 1幅	昭和62.3.5
記念物	史跡	久米川遺跡	昭和54.4.1
	史跡	松枝遺跡	昭和54.8.1
	天然記念物	藤の木 3本	昭和53.12.18
	天然記念物	ヤチダモ 1本	昭和56.9.30
	天然記念物	千代の松 1本	昭和60.4.4
	天然記念物	公孫樹 1本	昭和60.4.4
	天然記念物	櫻 1本	平成5.3.10
天然記念物	銀杏 1本	平成6.12.16	

(3) 館岡地区の歴史

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚が所在する地区は、館岡と呼ばれている。慶長2（1597）年に、つがる市域が津軽氏の領地となって以後、館岡地区は田舎郡の一部となった。その後、寛文4（1664）年に田舎郡は田舎庄いなかしょうに改められ、その中の広須遣ひろすけんに属した。広須遣はのちに広須組となり、天和元（1681）年には広須新田と名称を変更した。宝暦4（1754）年に広須組と木造新田に分割されたため、それ以後館岡地区は、木造新田に属することとなった。江戸時代には土器等の出土から「瓶ヶ岡」または「亀ヶ岡」と呼ばれ、元和8（1622）年に亀ヶ岡城築城工事が行われて以後、「館岡」と呼ばれるようになったようである。



写真3 亀ヶ岡城跡と大溜池（東から）

亀ヶ岡城は幕府の一国一城令を受けて築城が中止されたが、築城中止以後もこの地区の新田開発は続き、元禄9（1696）年には、開拓を奨励するため亀ヶ岡城築城の地に御仮屋おかりやを設けている。

寛政8（1796）年に館岡を訪れた菅江真澄は、「堂の前」という神社があった付近では昔から土器が出土したことを『外浜奇勝そとがはまきしょう』に記録しているが、この神社は、元和8（1622）年に創建された雷電宮をさすものと考えられる。当神社は今も地域で信仰されている。

その後、明治3（1870）年5月に弘前藩庁、翌年7月には弘前県の所轄となり、同年9月からは青森県の所轄の第4大区第8小区となった。明治22（1889）年に市町村制が実施されると館岡村となり、館岡・亀ヶ岡・大湯町・菰槌こもつち・筒木坂とうぎさか・平滝の6大字の編成となった。昭和9（1934）年の史跡申請、昭和19（1944）年の史跡指定当時の亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚は館岡村の所属であり、昭和19年10月24日付けで史跡の管理団体となったのも館岡村である。

その後昭和の大合併によって、昭和30（1955）年3月30日に館岡村は木造町となり、平成17（2005）年2月11日、平成の大合併によりつがる市となった。

第3節 社会的環境

(1) 人口

つがる市の人口は昭和55年以降一貫して減少傾向にある。昭和60年には46,070人であった総人口が30年間で1万人以上減少し、平成27年には33,316人となっている。国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計によると、今後も人口減少が加速していくものと予想されている。年齢区別の人口割合をみると、年少人口および生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口割合が増加しており、令和元年10月1日現在の老年人口割合は38%に達する。

史跡の所在する木造館岡地区・亀ヶ岡地区に限っても、人口・世帯数ともに平成17年以降一貫して減少傾向にある。平成17年に735人であった人口が、令和5年には448人にまで減少しており、今後も人口減少が予想される。

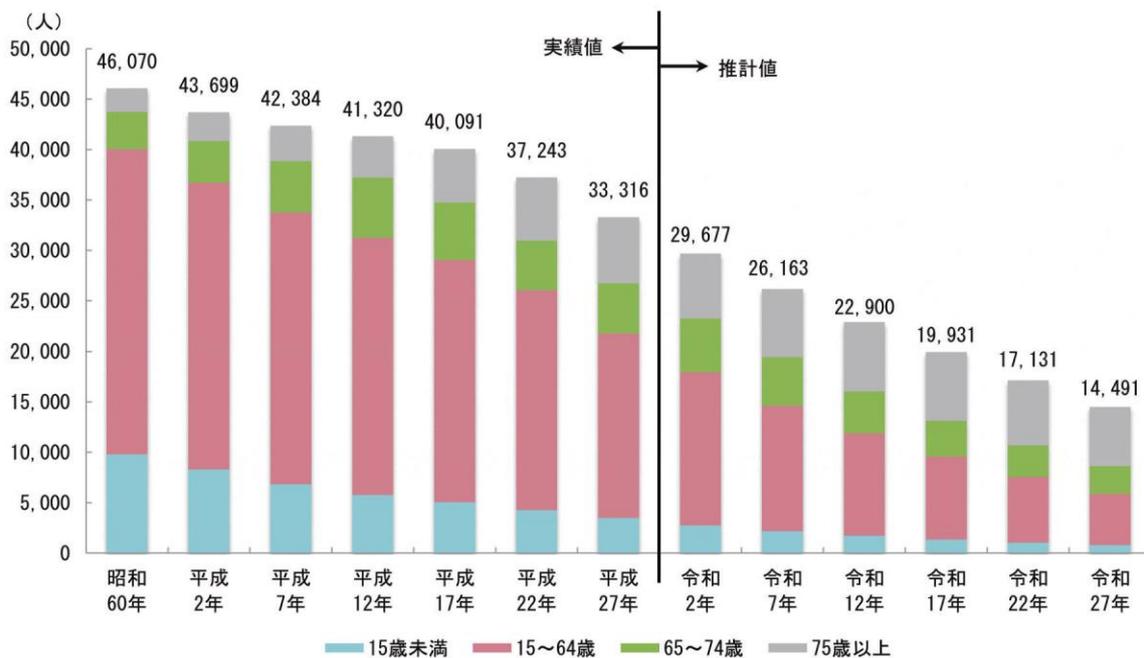


図9 つがる市総人口の推移（つがる市 2020a）

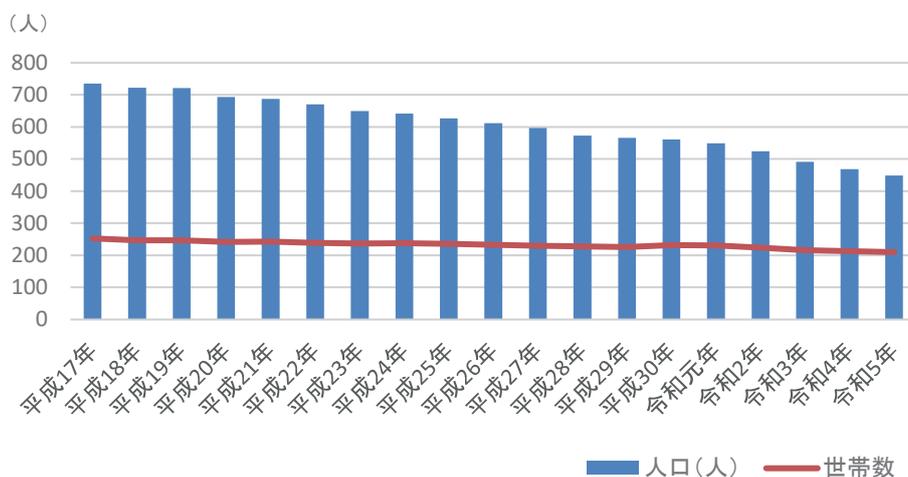


図10 木造館岡地区・亀ヶ岡地区の人口の推移

(2) 産 業

国勢調査により、つがる市の産業別就業人口の推移をみると、基幹産業である第1次産業の減少が著しく、昭和60年の11,589人から平成27年には4,681人となり、30年間で6,908人(59.6%)の減少となっている。第2次産業は平成12年まで、第3次産業は平成17年まで増加していたが、その後は減少に転じている。産業分類別に就業者の年齢区分割合をみると、特に農業・林業、鉱業・採石業・砂利採取業において担い手の高齢化が進んでいる。

農業分野では、平野部で稲作、屏風山砂丘地でスイカ・メロン・長いも等の生産が盛んであり、近年では8品目からなるつがるブランド農産物の認知度向上に向けた情報発信や販売促進に取り組んでいる。

(3) 交 通

つがる市へのアクセスは、青森・弘前方面からJR奥羽本線・五能線や弘南バス路線の公共交通、あるいは国道7号線・101号線が利用可能である。近年では、北海道新幹線の開業や津軽自動車道つがる柏ICの供用開始により、アクセスの利便性が高まっている。

史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚への公共交通機関によるアクセスは、JR五能線木造駅前商店街のバス停から弘南バス五所川原～市浦庁舎線を利用して、亀ヶ岡停留所あるいは田小屋野停留所で下車する。木造方面からの1日のバス本数は、平日8本、土日祝日6本である。所要時間は20分程度である。自家用車を利用する場合は、木造方面から県道菰槌木造線および県道鱒ヶ沢蟹田線を利用して北上するルートがある。

(4) 地域資源

つがる市には、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚および縄文文化関連資料館（縄文住居展示資料館カルコ、木造亀ヶ岡考古資料室、森田歴史民俗資料館）の

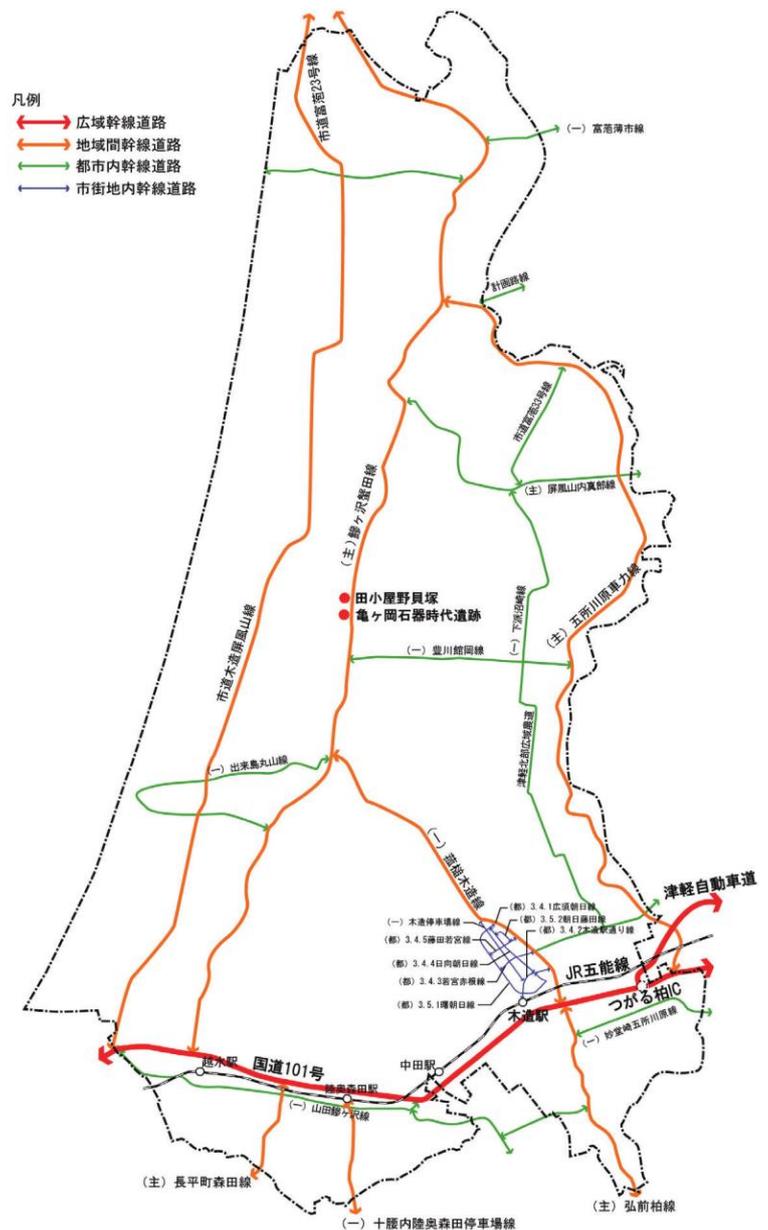


図 11 市内の主要交通網（つがる市 2010 を一部改変）

ほかにも、ベンセ湿原や出来島埋没林を含む津軽国定公園に代表されるような豊かな自然景観、訪日観光客に人気の高い高山稲荷神社、つがる地球村に代表されるレクリエーション施設、つがる市ネブタまつりや馬市まつりといった様々な観光資源を有している。

つがる市の観光客入込数は近年増加傾向にあり、平成26年に82万人程度であったのが、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年には110万人程度であり、西北地域の中でも高い増加率を示している。

令和元年の月別の観光客入込数は、8月の14万人をピークとして、5月から9月にかけて10万人を超える。主要な観光施設ごとの来客者の推移をみると、道の駅もりたアーストップと高山稲荷神社が高い伸び率を示している。

観光客入込数のこうした増加は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた興味関心の高まりとも関係している。亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の出土資料等を展示している縄文住居展示資料館カルコおよび木造亀ヶ岡考古資料室の入館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な減少を除けば、近年顕著な増加傾向にある。年間を通じた正式な統計値はないものの、史跡現地への来訪者数も増加傾向にある。

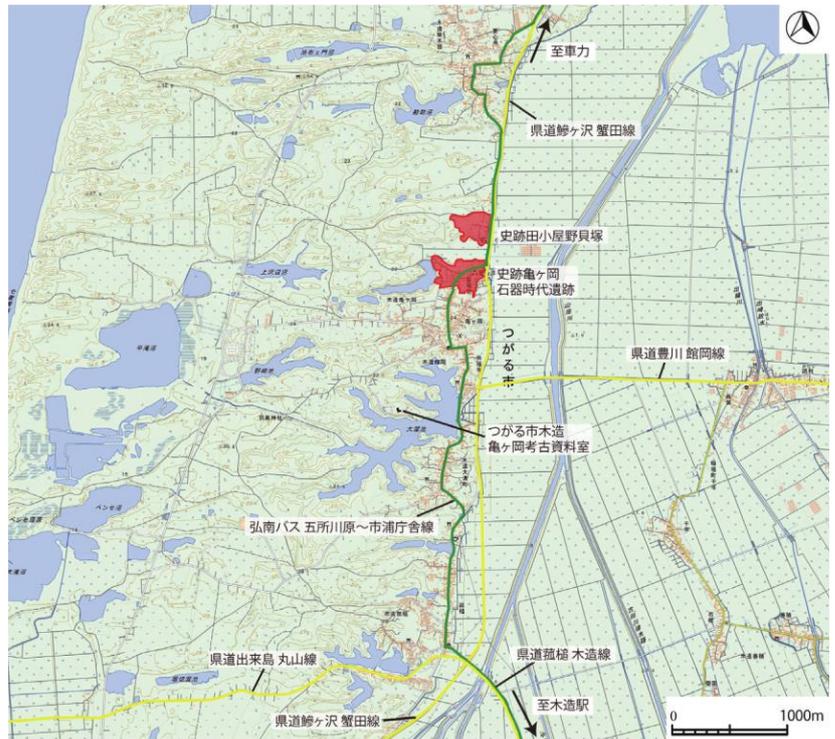


図12 史跡周辺の主要交通網



写真4 縄文住居展示資料館カルコ（左）と木造亀ヶ岡考古資料室（右）

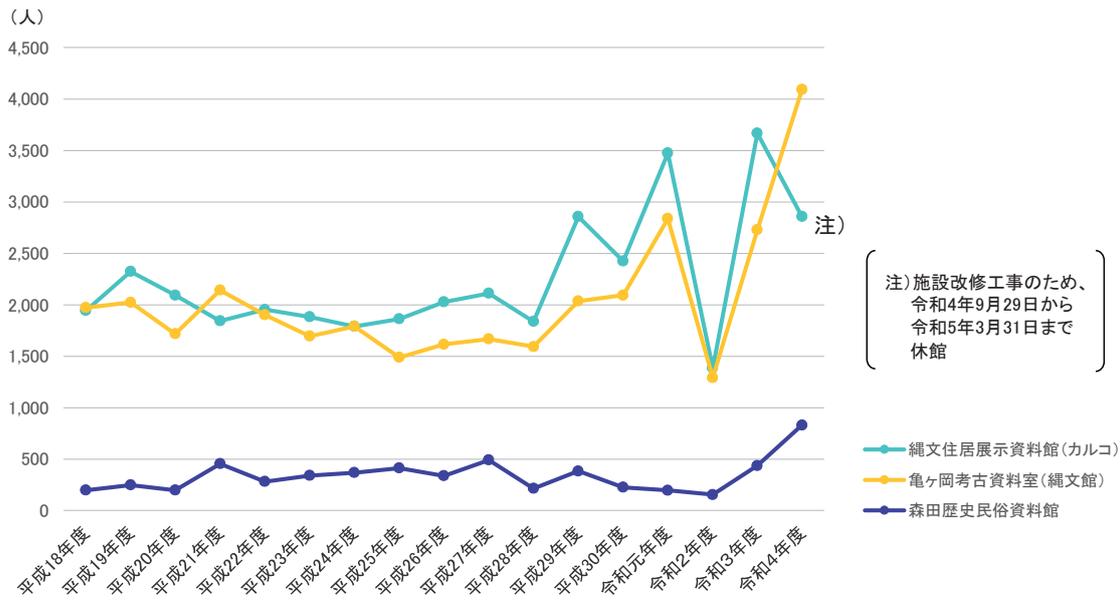


図 13 市内資料館の入館者数の推移

(5) 法的規制

第 1 章第 3 節で述べたとおり、史跡および周辺地域の適切な保存・管理のためには、「つがる市景観計画」に定める史跡周辺の「特定景観地域」との一体的な保全が必要とされる。

「特定景観地域」は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲である緩衝地帯（バッファゾーン）と一致している。具体的には、史跡を包蔵している地形や地下環境などの地理的・自然的環境ならびに縄文的な景観を保護するために必要な範囲であり、東側は山田川西岸の河川敷道路、北側・南側は道路境界線、西側は道路境界線・地籍境界線および等高線を基準として設定している。「特定景観地域」の土地利用状況は森林や農地が主であり、他に宅地、雑種地、低湿地に地下水を供給している溜池などがある。

「特定景観地域」には文化財保護法、砂利採取法、農地法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等が適用されており、関係法令による保全を図っている。また、一般景観地域よりも届出対象行為を広く定め、景観形成基準・色彩基準を設けることで、史跡およびアクセスルートを含めた周辺一帯が縄文遺跡にふさわしい風景を享受できるよう、景観保全・形成を図っている。

① つがる市景観計画（令和2年6月策定）

特定景観地域において届出が必要となる行為や規模が定められ、景観形成基準・色彩基準が設けられている。

② 文化財保護法（昭和 25（1950）年5月 30 日法律第 214 号）

史跡指定地内については、土地や建造物など遺跡の現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官の許可が必要となる（第 125 条第 1 項）。

また、両史跡周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地において、土地の掘削を伴う行為を行う際には、文化庁長官に届出が義務付けられており、埋蔵文化財保存のための措置を講ずる必要がある（第 92 条・第 93 条第 1 項）。

表2 景観計画 特定景観地域における届出行為

行為種別	特定景観地域における届出対象行為
建築物（新築、増築、改築、移転、外観の変更）	延べ面積が10㎡を超えるもの、外観面積のうち10㎡を超える外観の変更
工作物（新設、増築、改築、移転、外観の変更）	
壁状工作物	高さ1.5mを超えるもの
柱、物見塔、電波塔、煙突、排気塔、風力発電、電柱、鉄塔、屋外照明、広告塔、その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの
彫像、記念碑、その他これらに類するもの	
電線路等	高さ10mを超えるもの
遊戯施設、製造施設、貯槽施設、汚水処理施設、立体駐車場、その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
上記の外観の変更	外観面積のうち10㎡を超えるもの
開発行為	
土石の採取又は鉱物の掘採	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は開発区域面積が300㎡を超えるもの
土地の形質の変更	
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は伐採面積が50㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は土地面積が50㎡を超えるもの
水面の埋立て又は干拓	水面の面積300㎡を超えるもの、法面の高さ1.5mを超えるもの
土地に自立した太陽光発電	事業の敷地面積300㎡を超えるもの

表3-1 景観計画 特定景観地域におけ景観形成基準 - 1

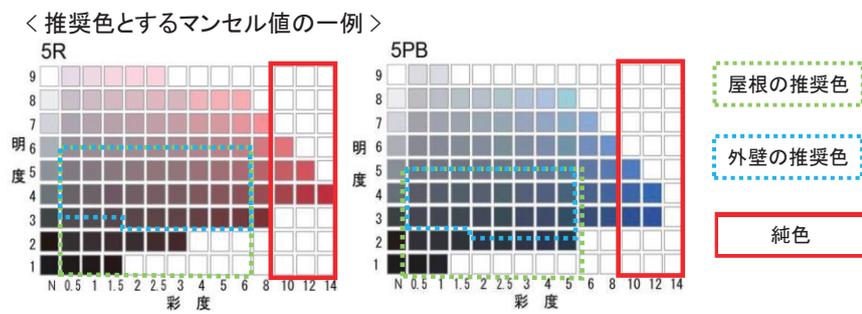
行為種別	特定景観地域における景観形成基準	
建築物 工作物	位置配置	・ 周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置すること。
	高さ	・ 視点場からの眺望（※1）を阻害しない高さとする。こと。 ・ やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。
	形態意匠	・ 周辺の景観と調和した形態、意匠とするよう努めること。
	色彩	<p>・ 屋根及び外壁等は、原則純色は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。[※基準とするマンセル値（推奨色）]</p> <p>・ 視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の4/5以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。なお、外壁の1/5未満の面積についても、純色を用いないこと。</p> <p>< 推奨色とするマンセル値の一例 ></p> 
	素材	・ 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 ・ 屋根や外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。
	敷地	・ 視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。

表3-2 景観計画 特定景観地域における景観形成基準 - 2

建築物 工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に付帯する設備が、視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。 ・屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。 ・車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。 ・増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。
開発行為その他土地の形質の変更	方法	・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。
	その他	・視点場から視認される場合には、視点場側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
土石の採取又は鉱物の掘採	方法	・形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。
	その他	・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
木竹の伐採	方法	・必要最小限の規模とするよう努めること。
	その他	・跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物件の堆積	位置規模	・堆積物が視点場から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方法	・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽を設ける等、視認されないよう努めること。
水面の埋立て又は干拓	方法	・埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。
太陽光発電設備	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置・素材・規模とすること。 ・視点場から視認される場合には、遺跡側に植栽等を設ける等、周辺の景観と調和し、突出した印象を与えないように必要な措置を行うこと。

※1：「視点場からの眺望」では、景観計画に定める特定の視点場から特定の方向への眺めを指す。視野範囲は主対象方向を中心とする60度とする。

③ 農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

現状で亀ヶ岡石器時代遺跡の一部は田・畑であり、田小屋野貝塚の大部分は畑である。農地や採草放牧地を農地以外の用途に転用する場合は、農地転用許可を受けなければならない（第4条・第5条）。

④ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44（1969）年法律第58号）

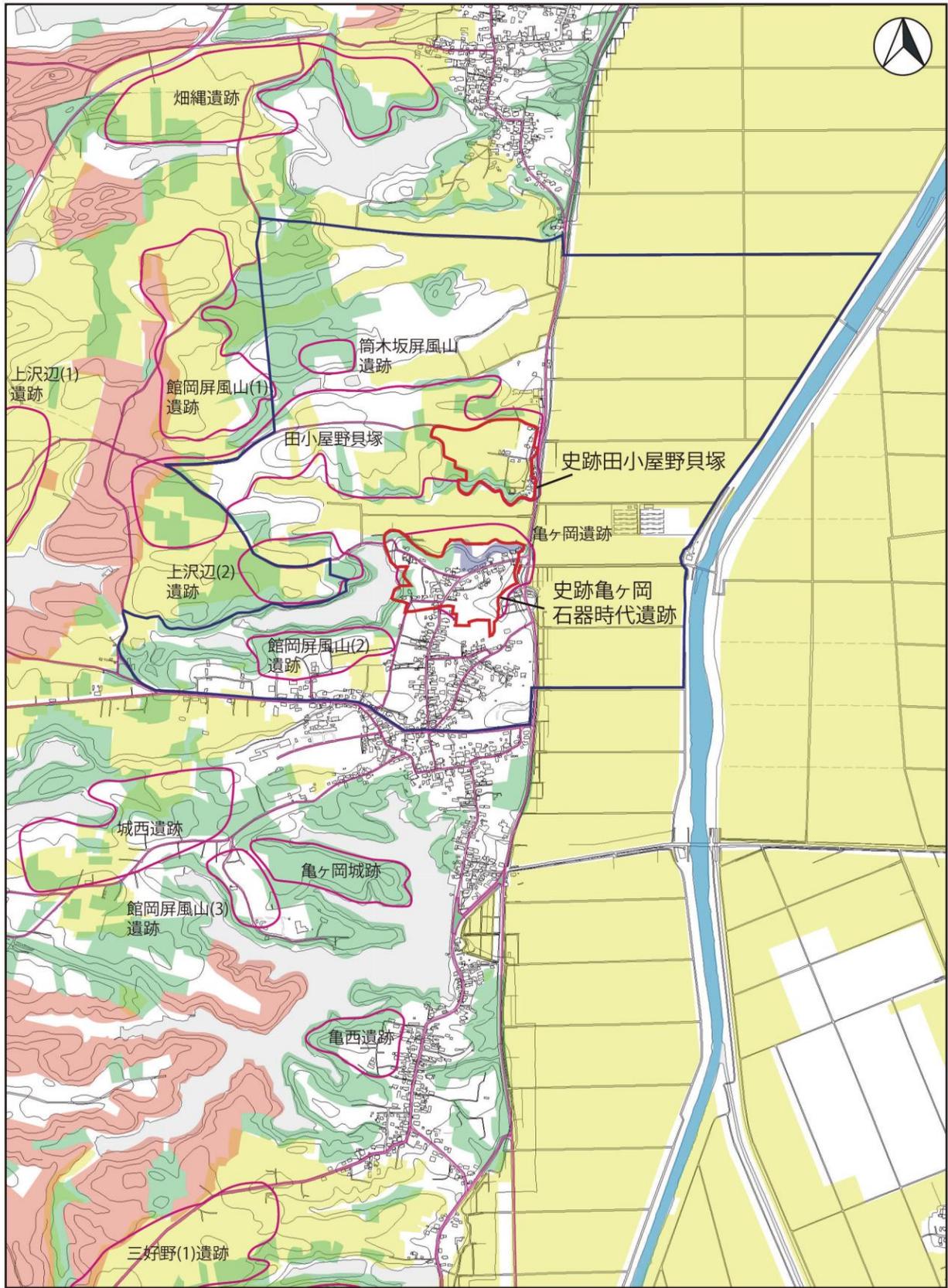
優良農地確保のため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域にある農地等を農用地区域として設定し、通常、農用地区域内の土地は、農業以外の目的には利用できない。両史跡指定地の農地は農用地区域であり、史跡公園等として活用する場合は農用地利用計画の変更（農振除外）手続きが必要となる（第13条）。

⑤ 森林法（昭和26（1951）年6月26日法律第249号）

両史跡には、森林法第5条に基づく森林計画区にかかる民有林及び市有林があり、開発行為を行う場合には都道府県知事の許可を受けなければならない（第10条の2）。また当該地区の樹木を伐採する場合には、市町村長に伐採の届出が必要となる（第10条の8）。

⑥ 砂利採取法（昭和43（1968）年法律第74号）

特定景観地域内で砂利の採取を行う場合には、採取計画を定め、県知事の許可を受けなければならない（第16条）。



0 1/20,000 1km

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 史跡 | 文化財保護法（周知の埋蔵文化財包蔵地） | 市景観計画（特定景観地域） | 農振法、農地法 |
| 森林法（民有林） | 森林法（保安林） | 河川法 | 森林法（市有林） |

図 14 史跡周辺の法的規制図